

いのちと健康をまもり

安心して利用できる

国民健康保険制度へ



秋田県社会保障推進協議会

いのちを守るための医療制度なのに

いのちも生活も困難にしています!

高い保険税を払えず、短期保険証に替えられたり、資格証明書が発行されたり、会社を退職し協会けんぽを辞めたのち、国保税が高すぎてそのまま無保険になってしまう人が後を絶ちません。

また、保険証を持っていても窓口での支払いが不安で病院に行けず、手遅れになってしまうといういたましい事件が秋田県でも起こっています。



*短期保険証は、有効期間が1ヶ月～6ヶ月と短いです。
*資格証明書は、窓口で一時全額負担。保険証がないのと同じです。

【貧困で無保険になってしまい、亡くなるケースが増えています!】

保険税を滞納して「無保険」になるなどの理由で受診が遅れ、死亡した人が、2020年に全国の民医連加盟病院・診療所などで40事例あったと発表しました。その内、「無保険」27%、「短期保険証」5%、「資格証明書」が3%となっています。

こんなことが… — 秋田市の事例 —

無保険で、医療費払えない

【70代の男性、直腸がん】

救急外来受診。10年前、会社を退職した時に国保への切り替えをせずこれまで生活。国保発行の手続きを行ったが、医療費の不安があり手術を断った。入院10日後に死亡。

治療費が心配で

【50代の女性、乳がん末期】

トイレで倒れていたところを救急搬送され入院。無保険でケースワーカーが市役所と交渉。生活保護の受給が決定した翌日死亡。病気の自覚はあったが、治療費が心配で病院にかかれず。

「払いたくても払えない！」

納められる限度を超えた

国民健康保険税（国保税）



「国保税が高くて払えない」
「いくらかかるか不安で病院に行けない」など悲痛な声が広がっています。

国民健康保険は「社会保障制度」です

国民健康保険は助け合い（互助会）の組織ではありませんので、国が運営の責任を持たなくてはなりません。

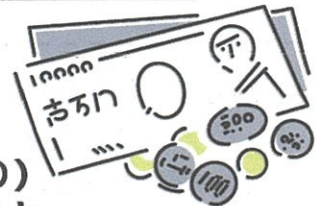
1958年に現在の国民健康保険法が成立し、その第1条で国民健康保険が「社会保障」と明記されています。国民健康保険の運営に国が責任を持つことが明確にされました。

1961年には、すべての市町村で国民健康保険がスタートし「国民皆保険」が確立しました。

ところが実態はどうでしょうか？

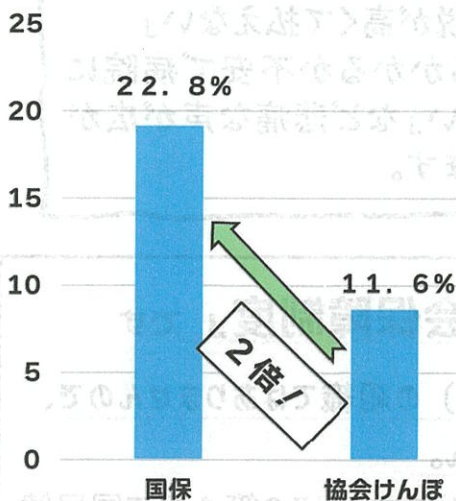
秋田市の国保加入1世帯あたりの
平均所得は、975,000円
国保税は、131,000円

（2020年度 秋田市国保年金課資料より）
となり、所得に対する割合は13・43%と、
生活を切り詰めなければ払えない程高くなっています。



国保税は 協会けんぽの2倍！

所得に対する負担率 (%)



【モデル】50代の両親と
子ども2人の4人家族

年収…300万円
所得…153万円
月収…25.0万円

【国民健康保険税の場合】

所得割 168,015円
均等割 136,220円
平等割 44,710円

○年額 348,945円

○所得に対する負担率
22.8%

【協会けんぽの場合】

標準報酬月額 25.0万円
保険料 (10.27%)
介護保険料 (1.64%)

○年額 357,300円

○事業主負担
178,650円

○本人負担
178,650円

○所得に対する負担率
11.6%

国保以外の医療保険は、扶養家族が何人いても被保険者本人の所得に対する保険料(所得割)しかかかりません。しかし国保は所得割に加え、平等割と均等割もとられるのです。

国保には扶養という考えがありません。

所得のない子どもからも均等割がとられています。

協会けんぽは、中小零細企業の労働者が加入できる健康保険です。

均等割：所得に関係なく…

平等割：各世帯に定額で課税されます。

国保税はなぜ高いの？

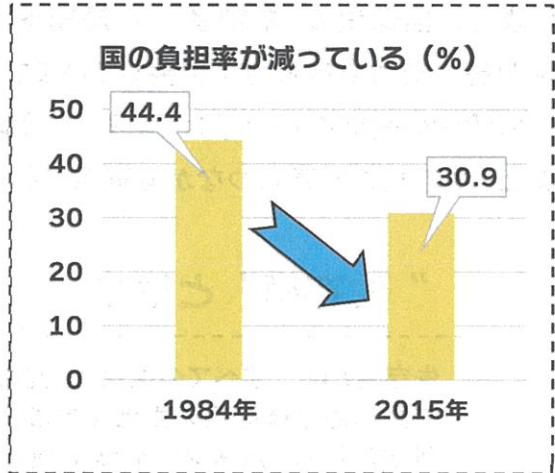
国の負担が減って、
国民の医療費の負担が増えたからです

他の健康保険（協会けんぽ、組合健保など）では、厚生年金保険料は、会社が半分、労働者が半分、それぞれ負担します。事業主負担がありますが、国民健康保険にはありません。

国民健康保険の公費負担は、1980年代前半までは国保財源の約半分は、国（国庫支出金）が負担してきましたが、国は次第に、国保への負担を減らしてきました。

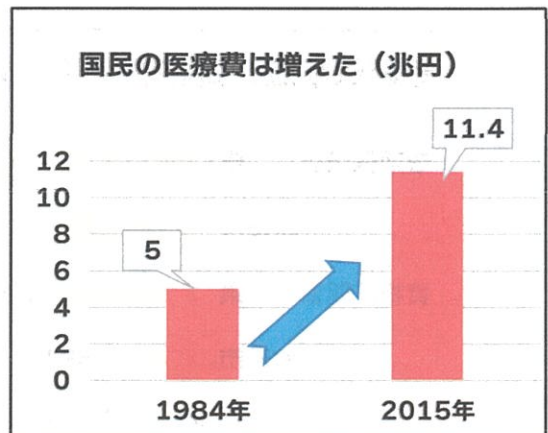
1984年以降、国保会計に占める国庫負担率は低下の一途をたどり、2015年には30.9%にまで減っています。

国の負担率が減り始めたのと逆に、1983年の老人医療費の有料化をはじめ負担増の政策が次々に行われ、国民の負担が大幅に増えました。



80年代からの家計と医療機関の主な負担増！

- * 老人医療費が有料に(83年)
- * 建保本人の負担が3割に(03年)
- * 後期高齢者医療制度が導入(08年)。
負担が2倍に(22年)
- * 入院給食費が有料に(94年)
- * 医療機関も連続して診療報酬が引き下げられ負担が増加



いのちに格差があってはならない！

資格証明書が受診抑制につながり

いのちさえ失うことに

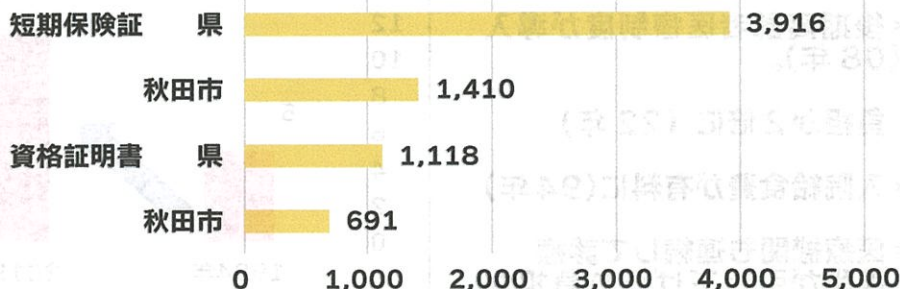
政府は国保税の“未納者”へ、短期保険証、一年以上未納が続くと資格証明書の交付を市町村に強要しています。短期保険証・資格証明書を持つ被保険者の受診率が低下しているという報告もあります。コロナ禍の中で事実上、生存権の侵害につながる事態になっています。

”生存権”とは？

生存権とは、「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」（憲法 25 条第 1 項）、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」（第 2 項）と憲法に保証された権利のことです。



短期保険証、資格証明書 交付数（世帯、2021年度）



増える国保の差し押さえ

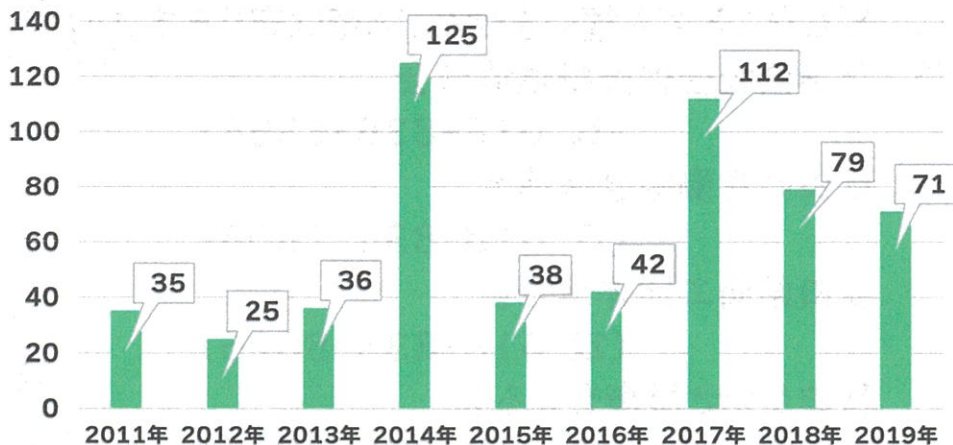
生存権を否定する厳しい取り立て

景気の悪化、コロナ禍での失業などを背景に、国保税を払いたくても払えない世帯が増えている中、国民健康保険の加入者から強制的に取り立てられている実態があります。

秋田県は2010年に「秋田県地方税滞納整理機構」を設置し、差し押さえを行ってきました。(県滞納整理機構は、2022年に解散しました。)



秋田市の差し押さえ額 (単位百万円)



みんなが安心できる国保税に！ みんなで声をあげて 変えましょう！

★だれもが払える国保税に！
協会けんぽ並みに引き下げよう！

★生活保護基準以下の世帯には減免を！

★国民健康保険の国の負担を、44%に戻させよう！

★子どもの均等割りをやめさせよう！

12億円ある「基金」（2021年度末）の約4%で出来ます

★低所得者に懲罰的に発行されている、
短期保険証、資格証明書をやめさせよう！



困ったときは、お気軽に下記に連絡ください。
どんなことでも構いません。秘密は守ります。

秋田県社会保障推進協議会

(☎ 018-835-6354)

秋田県労働組合総連合

(☎ 018-834-1808)

秋田県商工団体連合会

(☎ 018-835-8026)

秋田生活と健康を守る会

(☎ 018-833-6846)

